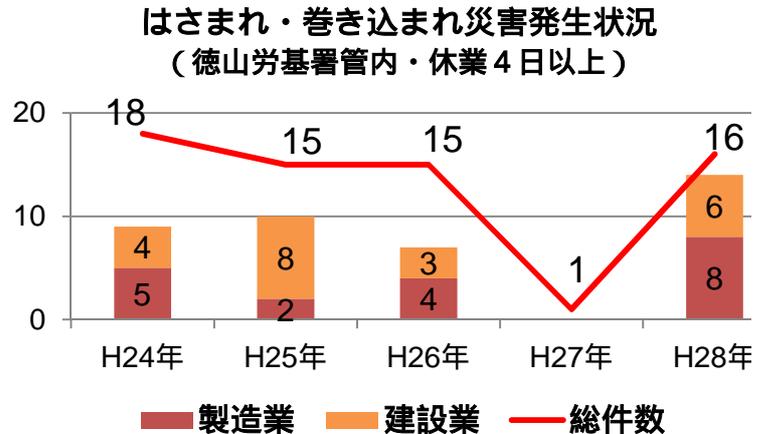


はさまれ・巻き込まれ災害の防止について

1 徳山労基署管内での「はさまれ・巻き込まれ災害」の発生状況

平成27年に大きく減少したものの、平成28年は大幅に増加しました。

業種別で見ると、製造業と建設業の割合が多く、毎年半数程度を占めています（特に平成28年は、製造業と建設業での発生が目立ちました。）



2 徳山労基署管内での過去5年の災害事例

業種	内容	休業見込
製造業	コンベヤー裏側の付着物除去のため、コンベヤーを止めずに近づき、左腕をコンベヤーとローラーの間にはさまれて骨折。	2か月
製造業	製品用紙にミシン目をつける機械で、ミシン目位置ずれ調整で機械を停止せず製品用紙を調整した際、右手指をはさまれ一部切断。	3か月
製造業	ロール機を通る製品の水分を飛ばす送風機の向きを、ロールを止めずに調整したところ、右腕を巻き込まれ挫滅創等を負う。	3か月
建設業	門型クレーンでトラックに約600kgの支柱を積み込み中、荷が振れて、置いていた他の支柱との間に左手指をはさみ骨折。	3か月
建設業	トラックで荷卸先に到着し、坂道に停車して事務所へ伝票を取りに行った際、トラックが坂道を下り始めたため、人力でトラックを止めようとして轢かれ、胸部・腹部等を負傷。	2か月

3 注意事項 機械と競争しない！！

- (1) 危険個所に安全カバー、囲い等を設けましょう。
- (2) 機械の掃除、調整等を行う場合は、機械の運転を停止しましょう。
(危険を承知しながら、手間を嫌がり停止しないケースが目立ちます。)
- (3) クレーンで荷振れしやすい物を運搬する際は、介添ロープ等を使用し、極力つり荷に直接触れないようにしましょう。
- (4) 車両から離れる際は、短時間でもエンジンを停止し、ブレーキを確実にかけましょう。(動き出した車両は、人力では止まりません！)